

I P ネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班（第4回）・
電気通信番号政策委員会（第47回）合同会合

1. 日時

令和8年2月3日（火）16:00～16:41

2. 場所

Web開催

3. 出席者

【モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班】

矢守主任（朝日大学）

朝枝主任代理（国立研究開発法人情報通信研究機構）

藤井構成員（電気通信大学）

横谷構成員（一般財団法人情報通信技術委員会）

白木構成員（NTT株式会社）

長谷部構成員（NTT東日本株式会社）

武澤構成員（NTT西日本株式会社）

藤本構成員（株式会社NTTドコモ）

前野構成員（KDDI株式会社）

村岡構成員（ソフトバンク株式会社）

山川構成員代理（楽天モバイル株式会社）

【電気通信番号政策委員会】

相田主査（東京大学）

藤井委員（電気通信大学）

大谷専門委員（株式会社日本総合研究所）

川村専門委員（主婦連合会）

猿渡専門委員（大阪大学）

森専門委員（英知法律事務所）

山下専門委員（大東文化大学）

【事務局】

杣浦電気通信技術システム課長

高橋電気通信技術システム課課長補佐

荻原電気通信技術システム課企画係長

八代電気通信技術システム課番号企画室長

齊藤電気通信技術システム課番号企画室課長補佐

4. 議事

(1) モバイル網固定電話の技術的条件及び電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方に関する報告(案)について

事務局(杣浦電気通信技術システム課課長及び齊藤電気通信技術システム課番号企画室課長補佐)より、資料4-1に基づき、説明が行われた。

主な質疑応答は以下のとおり。

【相田主査】 本日、私は番号政策委員会メンバーとして出席しており、提示いただいた番号制度に関する方向性については、これまでの議論を踏まえたもので、適切かと思われる。

あわせて、モバイル網固定電話作業班の親会であるIPネットワーク設備委員会の主査としての立場からも発言すると、大変難しいネゴシエーションだったようで、モバイル網固定電話作業班の皆様に感謝申し上げる。

9ページ目の一番下のところに書いてあるところがやはり重要か考えており、名前が「モバイル網固定電話」ということで、「固定電話」というものがつくると、エンドユーザーからしてみると、単なる携帯電話より、もう少し確実に使えるサービスなのかなという印象を受けるのではないかと思う。

例えば昨年の能登半島地震の際は、沖合に船を浮かべて、そこからサービスするというようなことをやったわけだが、そのような状況でも、少なくとも普通の携帯電話並みにきちんとサービスができることを確保しておくということが重要かと思うため、今後とも、事業者には、品質向上の努力を続けていただければということをお願いしたい。

【河村専門委員】 特に反対箇所はないが、消費者として一番気になっている地理的識別を確かなものにする、悪用されないようにするという観点では、17ページに、番号区画外の

電話番号が使われないようにする、あるいは端末を持ち出して番号区画外で利用されないようにする、技術的措置をするということが書かれているが、これが確かにルール化されるということを改めて求めたい。

【事務局（齊藤番号企画室課長補佐）】 御指摘いただいたとおり、要件として適当とした点につきましては、今後、総務省で制度検討する際には、しっかりと盛り込めるように検討していきたい。

【森専門委員】 私も河村専門委員と全く同じことを申し上げようと思っていた。やはり、ある種のトレードオフ、便利にするために、固定端末系伝送路設備の番号区画内への設置は要件としないということになったわけであるため、それによって、この3つの矢羽根で、地理的識別性をきちんと確保できるのかということも含めて、先ほど河村専門委員は「ルール化」とおっしゃっていたが、こういう話というのはすぐにハックされて、クラックされて、抜け道を考えられたりするのではないかと思う。そういったことも含めて、地理的識別性を確保するように求める。

【事務局（齊藤番号企画室課長補佐）】 しっかり制度整備も進めていきたいと思っており、既に事業者からの情報によると、番号の持ち出しであるとか端末の持ち出しというところについては、基地局の制御や、SIMカード差し込みなどについても対応されているということであり、引き続き、事業者と連携しながら、制度設計等を検討していきたい。

【大谷専門委員】 説明いただいた内容全般について賛成の意見を持っており、その後に幾つかコメントあった内容も含めて、この報告書のとおりで差し支えないと考えている。

その上で、今回説明のあった資料の中に、緊急通報機能のお取り扱いについて方向性がまとめられており、その点について、1点だけコメントしたい。

資料12ページ、緊急通報の機能であるとか、建物のどこにいるのかといったことを利用者自らが通知しなければいけないといったことについて、利用者に適切に認識していただくための取組を事業者に委ねるわけだが、そのための具体的な方策を検討すべきであった点について、実際にどのような方策が講じられ、そして、利用者がそのことについて、どのように認識が高まっているのかといったことについて、総務省としても、ぜひモニタリングし、適切にその認識が周知されるように、必要があれば、さらなる施策を講じるということもあってよいのではないかと考える。その点について、事務局から、もし今後の進め方などについて考えてることがあれば、お話しいただければ。

【事務局（杵浦電気通信技術システム課長）】 まずもって、現在行われております周知の

内容については、14ページで御紹介しており、まずは、こちらを引き続き丁寧にやってくることが大事かと思っている。

また、ユニバーサルサービスとして提供される際には、基本的に、これまで固定電話をお使いのお客様が対象になるかと思う。ユニバーサルサービスの運用の中で、こういった説明を具体的にしていくのかということは、事業者とよく相談して決め、それがきちんと履行されているのかということは、何らかの方法で確実に確認がとれるようなことを考えていきたい。現時点で、こういう制度化をしますということがお答えできるわけではないが、基本的な考え方はそういうことかと思う。

【大谷専門委員】 やはり、利用者の方にどれだけこの注意事項が伝わっているかということを確認していくことも必要になってくると思うため、アンケート調査のようなものが適切なかどうか分からないが、利用者の認識の程度について、ぜひフォローしていただければと思う。

【矢守主任】 私も、今の御質問の内容を理解すると、定量評価ということかという気もしている。皆さん頑張って周知しているが、利用者は意外と分かっていなかったということになると、やはり、せっかくの新しいサービスの認知のところで、努力と利用者側の認識がずれてしまうことは避けたい事態ではあるため、何らかの定量的な評価があったほうがいいのかもしいない思った。

取りまとめに当たっては、各事業者にも、遅延の測定等、POLQAの検討等いただいたため、ユニバーサルサービスとして品質をどう考えていくべきなのかというところは、非常に議論が深まっているのではないかとは思う。

それでは、こちらの内容で報告（案）として取りまとめをさせていただきたいと思う。

今回取りまとめた報告（案）については、作業班が担当している技術的条件パートはIPネットワーク設備委員会に、電気通信番号政策委員会が担当している電気通信番号制度パートは電気通信事業政策部会に、それぞれお諮りすることとしたい。

それでは、議事（2）その他として事務局から連絡事項等あればお願いしたい。

【事務局（荻原電気通信技術システム課企画係長）】 次回会合については、適宜連絡させていただく。

今後のプロセスについては主任から御説明いただいたとおり、報告（案）をIPネットワーク設備委員会、電気通信事業政策部会に報告した後、パブリックコメントの手続きを進めることとしたい。

【矢守主任】 その他、会全体を通して、コメント、意見、質問等あればお願いしたい。

それでは、これにて I P 設備委員会モバイル固定電話作業班第 4 回・電気通信番号政策委員会第 47 回の合同会合を閉会する。